

■お申込・お問合せ先

瀬戸内町子ども文化祭実行委員会事務局 担当：大里 ☎0997-72-1117 FAX0997-72-1120
 瀬戸内町教育委員会社会教育課 ☎0997-72-2905 FAX0997-72-3434

瀬戸内町子ども文化祭
「出品・出演者」募集

☆瀬戸内町民の幼児から高校生までなら、どなたでも「作品展示・舞台発表」ができます。日頃から文化活動に取り組んでいるその成果を発表しませんか？

■期日

(1) 作品展示発表
令和4年1月22日(土)・23日(日)

(2) 舞台発表

令和4年1月23日(日)

■場所

瀬戸内町きゅら島交流館

■発表内容

(1) 作品展示の部

書道・絵画・生花・工芸・陶芸・民芸品・写真・薄茶席など

(2) 舞台発表の部

郷土芸能・島唄・三味線・新民謡・合唱・器楽合唱・日舞・琉舞・社交ダンス・詩吟・琴・ピアノなど

■参加費・無料

■申込方法

所定の申込用紙によりお申し込みください。

※申込用紙は、子ども文化祭実行委員会事務局・教育委員会社会教育課・きゅら島交流館で入手できます。

■申し込み締切日

令和4年1月12日(水)

■主催

瀬戸内町文化協会

■その他

※本町において、令和4年1月10日(月)以降に新型コロナウイルス感染者が確認された場合は中止します。



令和3・4年度分の建設工事等指名願
中間受付(1箇年分)の受付が始まります。

令和3・4年度分の建設工事等指名願の中間受付(1箇年分)を受付けますので、入札参加を希望する事業所は次とおり申請を行って下さい。

■対象年度

①瀬戸内町に本社または営業所を置く事業所↓令和3・4年度分の中間受付(1箇年分)

②町外の事業所↓令和3・4年度分の中間受付(1箇年分)

■受付期間

令和4年2月1日(土)～令和4年3月31日(土)・日・祝祭日を除く ※必着

■提出書類

瀬戸内町ホームページをご覧ください。「建設工事入札参加資格審査申請書」ほ

か、必要書類の一部がダウンロードできます。「産業・仕事」↓「建設・建築」を検索してください)

■その他

・令和3年度より、瀬戸内町に本社または営業所を置く事業所については従来1箇年ごとに受付を行っておりましたのが、2箇年分の変更になっております。受付期限を厳守してください。(原則変更がなければ、今回の提出は不可)提出書類が揃わない場合は受け付けできません。

▽町ホームページ



大腸がん郵送検診のお知らせ

大腸がん検診はお済みでしょうか？今年度も大腸がん郵送検診を実施いたします。ご自宅に採便容器が届き、ご自分のタイミングで容器を送ることが出来ます。

■対象

今年度大腸がん検診を受診されていない40歳以上の町民

■料金

無料クーポン対象の節目年齢者・70歳以上の方は無料、それ以外は500円(郵便・コンビニ振り込み※振込手数料はご本人負担)

12月15日(水)までに上記お問合せ先へお申込みください。

※今年度無料クーポン対象の方、請・与路・加計呂麻地区の40歳～65歳までの方へは申込の有無にかかわらず、役場より送付いたします。



瀬戸内町 放課後子ども教室 スタッフ募集!

瀬戸内町放課後子ども教室は、放課後における子ども達の、安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の協力を得ながら、子ども達と共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進している事業です。

子ども教室の活動には、子ども達を見守る地域の方々の存在がかかせません。子ども達と一緒に、楽しく活動し、見守ってくださるスタッフを募集しています。

応募資格 18歳以上の方、性別・資格は問いません。
子ども好きな方大歓迎!

古仁屋教室 場所:きゅら島交流館 他
時間:月~金 15:30~18:00までの
2時間程度

嘉鉄教室 場所:嘉鉄公民館
時間:水・金 15:30~17:30までの
1.5時間~2時間

時給 840円

仕事内容 学習補助, 活動補助, 簡単な事務作業 他

応募方法 教育委員会社会教育課へ電話にて
ご応募下さい。 ☎72-2905(社会教育課直通)

子ども好きな方
明るく元気な方
子ども達と一緒に
活動してみませんか?



◆お問い合わせ:教育委員会社会教育課 生涯学習係 岩永 ☎72-2905

瀬戸内町子育て支援・かこしま地域塾推進事業 主催/瀬戸内町教育委員会社会教育課 放課後子ども教室実行委員会

■お問合せ先 農林課営農畜産係長 田原 浩治
☎ 0997 - 72 - 1174 携帯 090 - 3199 - 1102

■開催スケジュール

	日時	場所	内容
第1回	11月29日(月) 9:30～11:30	瀬戸内町役場3階 会議室	瀬戸内町の畜産 牛飼いの経営・事例
第2回	12月20日(月) 9:30～11:30	瀬戸内町役場3階 会議室	牛の飼養管理と飼料生産 サポート体制について
第3回	1月10日(月) 12:00～14:00	笠利家畜市場	セリ市場見学 セリ及び出荷の流れ
第4回	2月21日(月) 9:30～13:30	現地(予定)	施設見学 牛飼いの1日

■瀬戸内町牛飼い塾とは？
皆さんに少しでも「牛飼い」のを知ってもらおう会です。
牛を飼ったことがない方でも大歓迎です。
※参加希望者は、事前に連絡をお願いします。なお、内容については変更する可能性がありますので、ご了承ください。

令和3年度「瀬戸内町牛飼い塾」開催のご案内

■お問合わせ先 福岡出入国在留管理局鹿児島出張所 ☎ 099 - 222 - 5658
照会時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

奄美群島内に在留する外国人の在留手続き等の業務を行う名瀬審査室の開庁予定日をお知らせします。毎月第2もしくは第3の月・火曜日(月曜日が祝日の場合は火・水曜日)の2日間となっております。

■注意事項
1. 令和3年4月12日から名瀬地方合同庁舎4階(奄美市名瀬長浜町1-1)へ移転しました。
2. 天候の影響等により、開庁日や開庁時間等が急きよ変更となる場合がありますのでご了承ください。
3. 各種申請手続きおよび必要な資料等については、上記お問い合わせ先までご相談ください。
4. 名瀬審査室には電話は設置されていません。

■対象：在留外国人

令和4年 名瀬審査室開庁予定日のお知らせ

■お問合わせ先 瀬戸内町商工会 青年部 (木村司法書士事務所) ☎ 0997 - 72 - 3672

司法書士による法律相談会(無料)のご案内

瀬戸内町商工会青年部主催の、司法書士による法律相談会(無料)を以下のとおり開催します。事前に予約されると、優先的にご相談頂けます。

たとえば、相続や遺言^{ゆいごん}について、不動産の名義変更について、老後の資産管理、成年後見制度について? 会社を作りたい。など、様々なお悩みも気軽に相談ください。

■相談日時
12月16日(木)
午前10時～午後1時

■相談会場
きゅら島交流館
2階更衣室(和室)

※正式な依頼に至った段階で、費用が発生します。



■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎ 0997 - 72 - 1060

★国民年金保険料の納付が困難な場合、国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

○保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット①

免除の場合に応じて、一定の金額が保障されます！

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

※ 納付猶予は年金の受給資格には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット②

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

★次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます！

①退職（失業等）により納付が困難な方

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※ 退職（失業等）された方の前年度の所得をゼロとして審査されます。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※ 免除申請ができる期間 ・ 過去期間…申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。 ・ 将来期間…翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象となる方	以下のいずれかにも該当する方 ○ <u>新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少</u> 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。 ○ <u>所得が相当程度まで下がった場合</u> 令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方 ※1 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込の経費等控除し算出します。 ※2 所得見込額が全額免除基準相当や一部免除相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。 ※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、 <u>世帯主や配偶者が上記のいずれかに該当するときも、この簡易な手続きによる申請ができます。</u>
保険料の納付が免除される期間	令和元年度分として「令和2年2月分から令和2年6月分まで」 令和2年度分として「令和2年7月分から令和3年6月分まで」 令和3年度分として「令和3年7月分から令和4年6月分まで」 ※すでに保険料が納付済の月は除きます。 ※複数年度の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
瀬戸内町消費生活相談窓口

☎ 局番なし 188

☎ 0997 - 72 - 0640

鹿児島県消費生活センター

☎ 099 - 224 - 0999

(大島消費生活相談所

☎ 0997 - 52 - 0999)

「障がい者ネット通販
周りの人も見守って」

●インターネット通販のトラブルが障がい者にも起きています。目立つ大きな文字で書かれている部分だけでなく、表示を隅々まで確認することなど、家族や周りの人はインターネット通販を利用する際の注意点を本人としっかり話し合っておきましょう。

●家族や周りの人が問題に気付くことが、障がい者の消費者トラブルを防いだり、早期解決したりするために大切です。日頃から本人とコミュニケーションを取り、いつもと違った様子はないか、不審な商品や請求書はないかなど、気を配りましょう。

●繰り返し同様のトラブルに遭うこともあるため、継続して見守ることが必要です。

●困ったことがあれば、すぐに住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。本人だけで相談するのが難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。

「第73回人権週間」
特設人権相談所開設について

瀬戸内町では、左記日程で特設人権相談所を開設します。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など悩みや困りごとがありましたら一人で悩まずお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■日時

令和3年12月6日(月)

午前10時から午後3時まで

■場所

瀬戸内町きゅら島交流館

2階

■担当

地元人権擁護委員



■お問い合わせ先 鹿児島地方法務局奄美支局 ☎ 0997 - 52 - 0376

令和4年度鳥獣被害対策実践事業
(イノシシ防止柵) について

■事業の目的

鳥獣による農作物への被害を防止するため、国の鳥獣被害対策実践事業を活用し、農家自らが侵入防止柵(金網柵)の「自力施工」を行い、効果的な鳥獣対策に取り組むことを目的とします。

■事業の内容

自力施行による侵入防止柵(金網柵)の整備(直営施工方式)

■事業の導入条件

・町重点振興品目

【さとうきび・たんかん・津之輝・パッションフルーツ・カボチャ・小ギク・肉用牛(牧草)】

を栽培していること。

・その他経済栽培品目

【果樹類・野菜類】(出荷が確認できる書類があること)

・専業及び兼業農家で

あること。(農家台帳への登録)

・農地については自己所有

名義、利用権の設定がされている農地、若しくは親族名義。(親族名義が確認できる書類があること)

・柵の設置を自力施工で行えること。

・町税、各使用料に滞納がないこと。

あること。(農家台帳への登録)

・農地については自己所有

名義、利用権の設定がされている農地、若しくは親族名義。(親族名義が確認できる書類があること)

・柵の設置を自力施工で行えること。

・町税、各使用料に滞納がないこと。

■申込方法

上記の条件を満たしたうえで、要望する圃場の延長数(m)を実測し、令和4年2月28日(月)までに申請書を農林課農政係へ提出してください。

なお、申請書は窓口で記入していただくか、瀬戸内町ホームページにてダウンロードもできますので、事前準備にご利用いただけます。

・専業及び兼業農家で

あること。(農家台帳への登録)

・農地については自己所有

名義、利用権の設定がされている農地、若しくは親族名義。(親族名義が確認できる書類があること)

・柵の設置を自力施工で行えること。

・町税、各使用料に滞納がないこと。

■申込方法

上記の条件を満たしたうえで、要望する圃場の延長数(m)を実測し、令和4年2月28日(月)までに申請書を農林課農政係へ提出してください。

なお、申請書は窓口で記入していただくか、瀬戸内町ホームページにてダウンロードもできますので、事前準備にご利用いただけます。

・専業及び兼業農家で

あること。(農家台帳への登録)

・農地については自己所有

名義、利用権の設定がされている農地、若しくは親族名義。(親族名義が確認できる書類があること)

・柵の設置を自力施工で行えること。

・町税、各使用料に滞納がないこと。

■申込方法

上記の条件を満たしたうえで、要望する圃場の延長数(m)を実測し、令和4年2月28日(月)までに申請書を農林課農政係へ提出してください。

なお、申請書は窓口で記入していただくか、瀬戸内町ホームページにてダウンロードもできますので、事前準備にご利用いただけます。